

# 鹿児島市暴力団排除条例の概要

## 市(行政)の役割等

- 暴力団排除に関する施策の総合的な推進 (第4条)
- 暴力団排除に資する情報の県への提供 (第4条)
- 事務及び事業からの暴力団排除 (第6条)
- 公の施設の利用からの暴力団排除 (第7条)
- 少年を暴力団から守るための措置 (第9条、第10条)



• 相互の連携(第4条)



警察等関係機関

• 市が実施する暴力団排除に関する施策への協力 (第5条)

- 暴力団排除の取組に対する支援 (第4条)
- 暴力団排除に関する広報・啓発 (第4条)
- 暴力団排除活動に取り組んだこと等により危害を加えられるおそれがある者を保護するための措置 (第4条)

• 暴力団排除に資する情報の提供 (第5条)

## 市民等(市民及び事業者)の役割等

### 【市民・事業者共通】

- 市民と事業者が相互に連携した暴力団排除活動の実施 (第5条)
- 祭礼等の行事からの暴力団排除 (第8条)
- 少年を暴力団から守るための措置 (第9条、第10条)

### 【市民】

- 暴力団の威力利用の禁止 (第11条)
- 暴力団への金品等の利益供与の禁止 (第12条)

事業者については、県条例に禁止規定あり



## 条例の特色

- 少年保護のための通報その他の措置 (第10条)
- 特別強化地域の指定等(第13条)